

1 議事日程(第4号)

(令和3年第2回久山町議会3月定例会)

令和3年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について
- 日程第2 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第3 議案第4号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (3久山町条例第1号)
- 日程第4 議案第5号 書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について (3久山町条例第2号)
- 日程第5 議案第6号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (3久山町条例第3号)
- 日程第6 議案第7号 久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定について (3久山町条例第4号)
- 日程第7 議案第8号 久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (3久山町条例第5号)
- 日程第8 議案第9号 久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (3久山町条例第6号)
- 日程第9 議案第10号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について (3久山町条例第7号)
- 日程第10 議案第11号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第8号)
- 日程第11 議案第12号 久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第9号)
- 日程第12 議案第13号 久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第10号)
- 日程第13 議案第14号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第11号)
- 日程第14 議案第15号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について (3久山町条例第12号)

- 日程第15 議案第 16号 久山町農業労働力調整協議会条例の廃止について
(3久山町条例第13号)
- 日程第16 議案第 17号 久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第14号)
- 日程第17 議案第 18号 久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第15号)
- 日程第18 議案第 19号 久山町社会教育委員条例の制定について (3久山町条例第16号)
- 日程第19 議案第 20号 久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について (3久山町条例第17号)
- 日程第20 議案第 21号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について (3久山町条例第18号)
- 日程第21 議案第 22号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第22 議案第 23号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第23 議案第 24号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第 25号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第 26号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第26 議案第 27号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第 28号 令和3年度久山町一般会計予算
- 日程第28 議案第 29号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第 30号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第 31号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算
- 日程第31 議案第 32号 令和3年度久山町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第 33号 令和3年度久山町公共下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第 34号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第34 議案第 35号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第35 発委第 1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 発委第 2号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議
- 日程第37 議員派遣の件
- 日程第38 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 山野久生 | 2番 | 清永義弘 |
| 3番 | 有田行彦 | 4番 | 佐伯勝宣 |

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 佐伯勝宣

5番 松本世頭

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長 西村勝

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 安倍達也

町民生活課長 矢山良寛

教育課長 森裕子

産業振興課長 久芳義則

税務課長 佐々木信一

魅力づくり推進課長 川上克彦

福祉課長 稲永みき

財政課長 久芳浩二

都市整備課長 井上英貴

健康課長 大嶋昌広

上下水道課長 横山正利

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第2号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号糟屋郡篠栗町他一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第3号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第3号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第3号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第4号 久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第4号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町課設置条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第5号 書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第5号書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関

する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第5号書面への押印見直しに係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第6号 久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第6号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） マスクを外させていただきます。

議案第6号久山町議会議員及び久山町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について反対討論を行います。国はこれまで、供託金制度を立候補者の乱立を防止するために必要とし、一方では、町議会議員選挙では、供託金は不要としてきました。町議会議員選挙では、不要としてきましたけども、ところが今回、国会で公職選挙法を改正し

て候補者カーやポスター、ビラなどを選挙期間中の5日間において選挙運動の費用として税金、公費で負担することを条件にして、供託金制度を導入することを国会で決定されています。供託金の導入は、憲法の趣旨からも、国民の立候補の自由や選挙活動の自由を保障することに反し、国民の被選挙権の行使を制約して、憲法に保障された参政権を侵害するものであり、認められません。供託金制度を導入すれば、これから幾らでも引き上げることが容易になってくるというふうに思います。国会で大幅な引き上げを繰り返してきたことは明らかであります。特に若い人たちの中には、町村議会議員の歳費が少なくて生活できないという声があり、議員の成り手不足が一方でも発生しておるところがあります。供託金制度を導入して、15万円の拠出を求めれば、立候補するのに新たなハードルを設けることとなります。国民の政治離れや投票率の低下は、政治に対する不信が生み出した問題であります。このことが地方選挙でも問題になって、立候補を容易にして議員になる若者を増やしていくことが必要でありますけども、人口減少や少子化、高齢化の課題を欠いて、国と地方自治体の大きな課題となっております。この条例制定は、選挙費用の公費負担だけじゃなく、供託金導入と抱き合わせの公職選挙法の改正であり、反対いたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第6号久山町議会議員及び久山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第7号 久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第7号久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第8号久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第9号 久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第9号久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第10号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第10号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第11号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第11号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第12号 久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第12号久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第12号久山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第13号 久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第13号久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 議案第13号久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例。これについて、会長、副会長、委員、それぞれの報酬額、費用弁償等が出されておりますけども、今までこうした条例で制定したというのは、あんまりこう、僕の経験ではないんですよ。こういうことが条例で制定されていくと、いわゆる補助金の支出とか、今後出てくる可能性がありはしないだろうかというふうに思います。当然、こういう条例で定めればその可能性は大いにあるんじゃないかという思いますけれども、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） まずですね、今回この条例の改正というのは、明文化したっていうのが大きな議案説明でもなってると思います。今後ですねそういうことについて補助金等というのがこの久原財産区管理会に入っていくっていうことは当然想定もしてませんし、もしそういうことであれば当然予算に上がってくるわけになってきますので、そういうことを想定した今回のこの管理会の条例の改正ではないと判断しています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） こうしたことが出る背景には、こういう理事会等あたりからこうした要求が出されたのでしょうか。

町長、答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 経過については、総務課長のほうからご説明させていただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） お答えいたします。今回の条例改正につきましては、元々、費用

弁償の中に、報酬と山林に入山したときの部分が入っておりました。山林に入山したときの費用というのは、手当として支給されることが妥当ではないかという監査委員会からのご指摘がございました。そういったことで、今回の改正につきましては、報酬はそのまま、費用弁償に入っていた山林調査の分をですね、手当として支給できるものとするというふうな条例改正になりました。そういったことで町のほうから、財産区の会長のほうにこういうご指摘がありましたので、3月議会に上程し条例を改正いたしたいということで、事前に説明にお伺いいたしまして、それによって財産区会長のほうから費用的にも何も金額的に改定がございませんので、そういったことで3月議会に上程されて結構ですということがありましたので、今回の上程になっておる次第でございます。従って町のほうから、監査委員会のご指摘があつて、会長にその旨をお伝えし、会長のほうから報告があつたということでの上程でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町久原財産区管理会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第14号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第14号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第15号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第15号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第16号 久山町農業労働力調整協議会条例の廃止について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第16号久山町農業労働力調整協議会条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第16号久山町農業労働力調整協議会条例の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第17号 久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第17号久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第17号久山町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第18号 久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第18号久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第18号久山町立小中学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第19号 久山町社会教育委員条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第19号久山町社会教育委員条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第19号久山町社会教育委員条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第20号 久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第20号久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第20号久山町下山田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第21号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第21号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第21号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第22号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第22号令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ごく簡単な質問ですが34ページですね。

失礼しました。マスクを外します。

12目の交通アクセス対策費、今回国県支出金でマイナス200万円となっております。これは魅力づくり推進課の説明の際に私これ内訳聞きましたが、これは国の分はなく全部県費だということを回答いただきました。それで確認なんですけど一般質問、今回町長、3月4日の分ですかね、1番議員の質問のところ、今後の公共交通の方向性についてということで、コミュニティーバスの運行の何と申しますか、お金のことについて説明されましたがその中で、令和元年度国交省、福岡県から補助として、3,000幾らと、あとバス車両4台分幾らと総額5,000幾らというふうな支援を受けてると。そして、令和元年度の決算においては、運行経費6,000幾らと、その中で、ずっとしゃべられて、最も多い歳入については運賃収入が幾らで、国交省、福岡県の補助が2番目に多くてというような話ありましたが、これ、国交省今回ないんですが、これどういうふうになってるのかというちょっとその辺の確認。途中で国交省が抜けたのか、たまたま今回だけ国交省がなくて、県のお金、県費なのかその辺をちょっと教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） ちょっとですね、その仕組みっていうのがありますのでそれは担当課長からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（川上克彦君） お答えさせていただきます。まず県費につきましては、議案説明会でご説明をさせていただいたとおりでございます。それから、国のほうの補助金の流れがお知りになりたいということだと思いますけれども、国の補助金というのはですね、町に交付されるものではなくて、事業者へ直接支払われるものでございますので、支払われた額が、後ほど町のほうに報告として上がってくるということでございますので、町のほうに直接来るといったものではありません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） なるほど。国交省があつて、久山町があつて、その間に、事業者がそっちのほうに国交省が来るわけですね。久山町が直接国交省から来ないということで、今回補正で上がったこのマイナス200万円というのは純粋な県のお金、国交省からお金は来

てないということで、そういうことですか。この流れずっとこのイコバス今の体制立ち上げになってからは、そういった流れで来ると、久山町に直接国交省からお金を来てないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（川上克彦君） ご理解していただいて構わないと思います。

（4番佐伯勝宣君「了解しました。以上です。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和2年度久山町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第23号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第23号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第23号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第24号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第24号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第25号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第25号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第25号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決し

ます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第26号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第25、議案第26号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第26号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第27号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議案第27号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第27号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第28号 令和3年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議案第28号令和3年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

松本議員。

○5番（松本世頭君） マスクを外します。

山田小学校の件でございます。令和現町長時代からは、令和3年度から大型改修に入るということございましたけれども、現町長西村町長におかれましては、財政難の折から大型改修を見直して、先延ばしということでございます。今後どのように取り組まれるのか、まず聞かせていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 冒頭ですね、今回の3月議会でのごあいさつをさせていただいたときに、議員の皆さまにもその経緯、松本議員が言われた経緯もですね、私も踏まえておりました。実行の上ですね、こういうコロナ禍の中、9月の歳入決算等が見えない中ですね、判断していくということで、今年度については予算を大規模改修については計上しなかったというご説明をさせていただきました。私としてもですね、やはり教育現場というのはやはり子供の安全・安心そして、成長に関わる場所ですので、しっかり整備をしていきたいというのは考えてます。その間、今年度の予算についてはですね、大規模改修は出来ませんが、その範囲の予算の中でできる範囲は予算計上させていただきました。山田小学校の図書館の改修等ですね。そういうふうな方針であります。できるだけですね、大規模改修については、早期にやりたいと思っております。ただなかなか今財政、要するに歳入等が見えない状況ですね、断言していくというのは、町全体で見たときに、果たして本当の判断なのかというのがありますので、その辺については、学校施設というのは、計画的に整備していきたいという私の方針です。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 内容はわかります。ぜひですね、体育館等見てもごらんのとおりでいぶ剥げてます。それから、図書館の雨漏り、玄関の雨漏り等はまだ修理してありますけれども、築35年ぐらいになりますかね。早く大型改修に入っていただければ、しっかり予算を組んでですね、取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、106ページですね。目でいいますと河川総務費。河川整備関係ですね。これは、予算ついておりますがちょっと金額いくらか、150万円。私も議会もなんですかね、一昨年ですか、河川の改修といいますが^{しゅんせつ}浚渫そういった関係で動きまして県のほうに働きかけというような形で一丸となってやった経緯がございます。しかし、やはりこういったものというのはなかなか予算がつかないということも今議会で担当課のほうからも聞きました。しかしやはり、これでもう途切れてはいけないと思ってます。やはり働きかけは継続してやってもらいたいなと考えるところでございます。そこで町長も代わられました。そこでやはりもう積極的にこれまで以上に町長が働きかけをされるのが、やはり今後、防災、水害というのはもういつ来るかというようなそういったことで戦々恐々としなければいけない、そういった時期に入ります。そこで、町長自身の考え方、大まかでもいいですがそういった^{しゅんせつ}浚渫、そういった意味での防災・防水、そういったお考えというのを聞きたいということと、また今後そういった働きかけ、県ですね、これはどうするかということも含めて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の中で、当然、河川の^{しゅんせつ}浚渫、防災関係というのはですね、住民のライフライン含めて大切なところになると思います。当然町としてもですね、予算関係というのは、中で優先順位を決めて取り組んでいこうと思ってます。要するに県の河川というのはやはり県の中の予算というのはありますが、私ももちろんその必要な箇所については積極的に県のほうと協議をしていくというふうな方向性で考えてます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ぜひよろしくお願ひしたいということと、またあれでしたらわれわれ議会のほうも誘っていただいて一緒にまたお願ひに行くなり、またそういったことで、つないでいただけましたら、私も、またそういったことで地域にそういった情報も還元できるかなと、やはり住民からも、議会も町長だけじゃなく議会も一生懸命、河川のことをやってくれてるなということも、PR出来ますからですね。またお誘ひいただけたらと

いうふうな思いもあってその辺いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（西村 勝君） 住民の皆さんが安心して安全に暮らせるということであれば、私だけじゃなく、議員の皆さまと一緒にですね、それが最適な手段であれば当然そういうふうに行っていくと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

手を挙げてください。

（6番本田 光君「マスク外させてもらいます…」と呼ぶ）

その前に手を挙げてから言ってください。

（6番本田 光君「手を挙げた…」と呼ぶ）

本田議員。

○6番（本田 光君） 議案第28号令和3年度久山町一般会計予算について反対討論を行います。

国の地方財政への特徴と課題を見ると、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックのもとで説明された財政計画。国税増、地方税の減収を前提としております。菅自公政権の政府予算は、2020年度と、2021年度当初予算と合わせた15カ月予算として編成されております。国が責任を負うべき感染症対策や暮らしへの予算は出し渋る一方で、GoTo事業に固執し、コロナ危機に生じたデジタル社会化を推し進めて、偏っていると言わざるを得ません。また、高齢者医療コロナ自己責任を押しつけが強く感じられます。全世代型社会保障改革が目指す、自助、共助、公助、その本音には、全世代負担増だと考えます。今、地方公共団体はコロナ感染症対策を抜本的に強化し、国の悪政から住民の暮らし、福祉、介護、教育、農林業の再生政策の充実が強く求められています。久山町令和3年度一般会計予算説明で、公園費、久山町総合運動公園スポーツゾーンについて、令和3年度から令和4年度整備予定として、補助金含む概算要求工事は、2億4,752万円もかかるというふうに言われております。当初予算に8,200万円ほどが計上されていますが、先の見えない事業は先送りするのではなくて、集中豪雨等あたりの想定した危険な箇所を整備して中止

すべきであります。昨年12月議会、質問でも、西村町長は、事業完了後は、民間活力等を使った公園の活用、町民の福祉の向上につなげるように、活用していくというふうに答弁されました。民間企業というのは、そんなに甘くないと僕は見えております。今、町が優先して行わなければならない事業は山積しております。先ほど来から出されております、山田小学校体育館含む大規模改修工事、また、久原・山田両小学校のプールも、45年近くかかっているというふうに聞いております。こうしたプールの改修工事、あるいはまた久山中学校の完全給食の実現、久山町の指定可燃ごみ袋の大1枚105円はあまりにも高すぎるから、値下げすること。中学校卒業までの子供の医療費が完全無料化をする等々もあります。3月3日の議会、町長の所信表明でも明らかにある新型コロナ感染症対策は、何よりも最優先する課題だというふうに考えます。予算書の款項目を見ても、歳入歳出、総務費の一般管理費の平和事業補助金、あるいは、民生費の子ども医療支給事業や、子育て支援事業、また衛生費の新型コロナワクチン接種事業費、農業振興費、土木費の道路維持費、教育費等々が賛成評価できる点もあります。総合的に見て、各項目見ましたところ、賛成出来ない点が多々あります。

以上を述べて反対討論といたします。

○議長（阿部文俊君） 本田議員、指名を受けてから発言してください。指名を受けてから発言をお願いいたします。

（6番本田 光君「いつもそう言われるけれども・・・」と呼ぶ）

指名を受けてから発言をよろしくお願いいたします。

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第28号令和3年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第29号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第28、議案第29号令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第29号令和3年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第30号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第29、議案第30号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第30号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第31号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第30、議案第31号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第31号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第32号 令和3年度久山町水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第31、議案第32号令和3年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第32号令和3年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第33号 令和3年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第32、議案第33号令和3年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第33号令和3年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第34号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）

○議長（阿部文俊君） 日程第33、議案第34号令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第34号令和2年度久山町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第35号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第34、議案第35号令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第35号令和3年度久山町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 発委第1号 久山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第35、発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出委員長より趣旨説明をお受けいたします。

阿部委員長。

○7番（阿部 哲君） 発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、久山町課設置条例が一部改正されたこと等により、久山町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。改正の主な内容は、第2条に規定する総務文教常任委員会の所管から財政課を削除し、産業建設常任委員会の所管である魅力づくり推進課を経営デザイン課と改正するものであります。また、第3条において、常任委員会の任期を4年と規定しているものを、議員の任期中と改めるものであります。現行のただし書以下は不要のため、削除いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明終わります。

○議長（阿部文俊君） 提出委員長に対する質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発委第1号久山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発委第2号 久山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（阿部文俊君） 日程第36、発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出委員長より趣旨説明をお受けいたします。

阿部委員長。

○7番（阿部 哲君） 発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、議員として活動する際の諸要因に配慮し、議員活動と家庭生活との両立を支援するための標準町村議会会議規則が改正されたこと等により、久山町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

改正の主な内容は、第2条について、欠席事由が事故のみであったのが、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由と改正するものであります。また、第2項については、現行で、日数を定めてと規定されているものを、労働基準法の規定に準じ、産前6週、産後8週と規定する改正であります。また、一般質問については、第61条に6項として、準用規定を加え、緊急質問等については、第62条に3項として準用規定を加えた改正であります。請願書の記載事項等についての第89条は、請願を提出する際、請願者の押印が必ず必要だったものを、署名または記名押印とする改正です。これは、政府において、規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続きにおける

押印義務を廃止する方向で検討が行われており、こうした動きを踏まえ、議会への請願手続きについても、請願者の利便性の向上を図るための改正であります。

ご審議よろしくお願いたします。

説明終わります。

○議長（阿部文俊君） 提出委員長に対する質疑をお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） マスクをとります。

何でこれが第1号議案になってるかちょっとよくわからんところもまずありますが、あまり詳しくは、これは読み上げませんが、最初のこの規則の案のところの第2条の事故とか公務、これ何か資料もらいました。新聞記事、これですかね、地方議員の産休明記という、こういった資料ございました。そしてこの規則案の最後の請願者の住所および氏名うんぬんと、第89条中のところ、これも国の何か制度が変わったと、国の都合が変わったんで、こちらのほうの地方自治体も変えていくというなことはわかりました。しかし、一般質問について、第61条に次の1項を加える。緊急質問とか質疑、これ経緯とか全く資料もらってないんですよ。経緯を知りたいんですけども。なぜ、資料配らないのか。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） この件につきましては、先日の全員協議会で説明したとおりでございますが、資料につきましても、今現在、一般質問を一問一答方式で行っている。そのこととあわせて、緊急質問等についての区別等あわせて、こういう記載という形で、今回しておるものでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 説明になってませんな。まず、こういったものを議論するには資料が必要です。そして例えばですよ、糟屋の周辺、これがもうこういうふうで変わってきてると。それに倣って久山町もやりますとか、そういった事例があれば。あるいは国、上位法、それが変わって改正する必要があるとか、そういったものも含めて、いずれにしても資料添付、そしてその際の説明、他の周辺自治体に倣ってとかそういったものがなくなるんですよ。それがなぜこの時期にやるのかということで、ちょっとその辺がわからない点はあるんですがその点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） これはあくまでも標準町村議会会議規則等の改正とあわせて、全体的な見直しの中で、改正しているものでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君）　　ということはおうちの久山町議会が漏れとったということでしょうか。そういったものを含めて、他の議会に合わせてやると、そういったこうやったらまだ分かるんですけども、そういったものをいずれにしましてもそういった説明もなかったですし、配付資料、添付資料もない。そういった中でぽっと出たような感がここだけあるんですよね。なぜこれが議案第1号なのかというそういった疑問もあります。そういったものも含めてもう一度説明をいただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君）　阿部議員。

○7番（阿部　哲君）　今発言の議案第1号、これは発委2号の話でしょ。今、どっちがどう、今話されてるのは1号の話、2号の話。

○議長（阿部文俊君）　佐伯議員。

佐伯議員もう3回目になります。

最後に確認だけをお願いします。

○4番（佐伯勝宣君）　わかりました。

それで全体的にこれが1号議案となって…

○議長（阿部文俊君）　佐伯議員、立って言ってください。

○4番（佐伯勝宣君）　では、許可をもらいましたんで、全体的にこれが1号となってるんですよね。要は、今回の議案35議案ありますので、2号から始まってますよ。ですから、この二つを合わせて1号というふうに認識してるんですよ。今最終日になって初めてこれが二つに分かれているということを知りましたけれども。そういったことで、この二つの議案合わせて第1号議案というふうな認識で私、議会最終日までできました。それがなぜ、こういった議会の会議規則の変更が1号議案になってるかという疑問もありましたんで。どういうふうな議論をもってここまで来たのかなというのがありましたんで、それで質問した次第でございます。

以上が私の質問でございます。

終わります。

○議長（阿部文俊君）　阿部議員。

○7番（阿部　哲君）　佐伯議員の質問の趣旨がよくわかりませんが、あくまでも1号、2号と分かれているのは、条例の項目、それから規則の項目、ですから、それぞれこれを一緒にすることはあり得ませんし、また、会議規則ということの規則の改正です。ですから、1号のほうはですね、条例の改正です。お間違えないようによろしく願いいたします。

（4番佐伯勝宣君「まあちょっとあれなんですけど…」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。発言中止いたします。

（4番佐伯勝宣君「いいですよ。ただそれだけ…」と呼ぶ）

佐伯議員。

（4番佐伯勝宣君「答えさせてください。議長。」と呼ぶ）

最後の答えが出ましたので。

佐伯議員、注意しますよ。

（4番佐伯勝宣君「いいですよ。注意はいいんですが、答えがまだ、答えてください。以上です。」と呼ぶ）

今答えましたので。

あまりに今度そういうふうな態度をとられましたら、別の措置を考えたいと思います。

（4番佐伯勝宣君「議長、それはちょっと今暴言ですよ。あなた。答えさせるのが議長の役目でしょ。」と呼ぶ）

だから、今答えたじゃないじゃないですか。

（4番佐伯勝宣君「答えてないじゃないですか」と呼ぶ）

佐伯議員。

（4番佐伯勝宣君「答えください。やってください。」と呼ぶ）

彼は3回目の質問に対しまして、答えましたのでそれで終わりでございます。それ以上のことはありません。

（4番佐伯勝宣君「私も以上です」と呼ぶ）

佐伯議員に申し上げます。発言をやめなさいと2回注意しました。それ以上言われたら退場を命ずることもありますので注意してください。

佐伯議員、静かに願います。

（4番佐伯勝宣君「議長、ちゃんとやってください。議長。」と呼ぶ）

佐伯議員。

地方自治法第129条第1項の規定により、本日の本会議が終わるまで退場を命じます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

ほかにありませんか。

ないようでございますので、ここで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

10時50分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発委第2号久山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

（1番山野久生君「議長、動議」と呼ぶ）

山野議員どういう動議ですか。

○1番（山野久生君） 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。

○議長（阿部文俊君） ただ今、山野議員から佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議は4名の賛成者がいますので成立しました。

事務局、動議の配付をお願いします。

〔事務局動議文配付〕

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

山野議員。

○1番（山野久生君） マスクを外させていただきます。

令和3年2月8日発行の佐伯議員の議会報告展望号を添付していますが、見ていただくと分かるように、この中で、久山町議会と私たち議員に対する記述があり、その内容が事実と大きく異なる上に、久山町議会と議員を侮辱するものであり、とても看過できるものではありません。よって、この動議を提出するものです。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案は、別紙のとおり、久山町議会会議規則（昭和62年久山町議会規則第1号）第14条第1項および第2項の規定により提出します。提案の理由を述べます。

理由、令和2年9月定例会において、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議が可決され、自らの意思で議員を辞職するよう勧告された。この議員辞職勧告決議において、佐伯議員が、住民の皆さまへ配布している議会報告に事実と異なる内容を書いていることは、町民を代表する議員として恥ずべき行為であり、久山町議会の品位を著しくおとしめていると書かれていた。

にもかかわらず、佐伯議員には反省の色もなく、令和3年2月8日発行の佐伯議員の議会報告展望号において、別紙のとおり記述がある。記述について個別に検証すると、

①令和2年9月定例会において、佐伯議員の行動に対し出された議員辞職勧告決議を騒ぎ扱いしているが、議員辞職勧告決議は、調査特別委員会への欠席理由に見られる佐伯議員の自分の行動に対する責任の欠如、佐伯議員が発行する議会報告に事実と異なることを書いていること。庁舎内および研修先で大声を発して、同僚議員を侮辱する発言をしたことが議員として恥ずべき行為であり、久山町議会の品位を著しくおとしめていると決議されたものである。

②議員辞職勧告決議について。真相は町長選の絡み、目的外使用追及封じの策謀という記述は、佐伯議員の臆測にすぎないのに、証拠も示さないまま、事実かのように記述している。事実は、上述した①のとおりである。

③メモの手渡しについては、令和2年8月臨時会において、調査特別委員会を設置し、調査を行い、その事実はなかったと報告し決議されている。その委員会において、関係者全員の出席を求め、事実確認の積み上げを行ったが、佐伯議員だけ、1回目は無断で、2回目は自分にとって有益ではないので出席しないなどと、身勝手な理由で欠席した。

④平成31年3月定例会での佐伯議員に対する戒告の懲罰は、よってたかって職権乱用で行ったものでも、佐伯議員が言う目的外使用追及封じの策謀でもない。佐伯議員が久山町議会会議規則に従わず、他議員の一般質問中に、議長の許可もなく、勝手に自席を離れ、

町長の席にまで乱入し、町長のマイクをねじ曲げた乱暴な行為を行ったことに対して懲罰動議が出され、懲罰委員会で決定し、議会で議決されたものであり、原因は、佐伯議員の行動にある。議員に対する懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的規律作用であり、職権乱用ではない。

⑤議決と議会だよりを私物化し、おもちゃにする悪癖とは決別すべきとの記述があるが、いうまでもなく議決は、議員各自が住民の皆さまの代表という誇りを持って判断し、行う表決の結果であり、それを私物化しおもちゃにする悪癖と揶揄することは、議会および議員に対する冒瀆であり、言語道断としか言いようがない。私たち議員は、忬度で動いたりしない。また、議会だよりは、広報特別委員会が、住民の皆さまへ、議会の情報を正確にわかりやすく伝えるよう努めながら制作しており、掲載内容は、事実誇張でも無責任な内容でもなく、さらには、特定の議員をおとしめるためのものでもない。あくまでも議会で議決した事実をありのまま掲載しているものである。

このように、佐伯議員が住民の皆さまへ配布した議会報告展望号は、私たち議員および久山町議会の存在を否定し、侮辱するものであるのみならず、佐伯議員が電話等でのやりとりを録音した音声データをもとに、佐伯議員自身が、書き起こした手書きのメモをあたかも国土交通省や県の職員が証言したかのように掲載しているのも、住民の皆さまへの誤解を招きかねないものである。佐伯議員は、佐伯議員が発行する議会報告の中で、久山町議会に対する批判を繰り返しているが、言いたいことがあれば、議会の場で問題を提起し、議論をするよう働きかけるべきである。しかし、佐伯議員は、今まで議会でそのような行動を起こしたことはない。にもかかわらず、住民の皆さまへ配布している議会報告で批判を続けている。こういう行為こそ稚拙というものではないか。今回だけでなく、佐伯議員が、住民の皆さまへ配布している議会報告に、事実と異なる内容を書き、誹謗中傷を繰り返し、久山町議会や議員を侮辱する行為は、住民の皆さまを代表する議員として恥ずべき行為であり、久山町議会の品位を著しくおとしめている。佐伯議員に、これ以上、議会議員を続けさせるべきではない。

よって、佐伯勝宣議員は、自らの意思で議員を辞職するよう勧告する。

以上決議する。

令和3年3月18日 久山町議会

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） これは3月の3日に話が出されて、本日こういう動議が出たと。その

ときも、言いましたように、何も佐伯議員を擁護する立場ではないと。しかし、これは当初から5人の名前が出されていますけれども、僕たちはそのとき、3月の3日に聞いた関係ですね。そして今日初めてこういう動議は文書を見たということなんですが。そうした関係は、山野議員は、このビラは直接もらわれたんですか。

○議長（阿部文俊君） 手を挙げて言ってください。

山野議員。

○1番（山野久生君） 直接はもらっていません。ビラはですね。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、僕は最初尋ねたのが、3月の3日の日にこうした文章なるものが、見せてもらって、そのあとに、一定の話し合った結果、僕たちは、何人か聞いてなかったわけですね。そして今日、本日提出された。そういうのは最初からの何かこう、これに対する対応が山野議員自身があったんですか。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 最初の話し合いの中で、私は出したいと思えますから、賛成していただける議員がおられたら、名前書いていただけませんか。あのときはっきり言ったはずですけど。それ以上でもありませんけど。

それで動議なので、賛成議員の方がおられたら出せる動議ですので、それ以上ありません。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然動議に賛成の方がおられれば、動議は成立するわけですね。

それだけです。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、議員辞職勧告につきましては反対いたします。というのはこれで2回目ということです。それで、1回目のときに、法的効果がなかったと。それで現実まで、佐伯議員は、議員として務めておられる。今回またこれを出してということについては、法的効果がないものをまた出すということについて、私はいかがかなと思いま

す。基本的には私も佐伯議員を擁護するわけでもないんですけどもですね。

第1回目のときは、本田議員もちらっと言われましたけども、議長を含めて9人の議員で、いろいろこの辞職勧告願を出すとの案を練りました。いろいろ意見交換会しました。しかし今回は、それが、まずはなかったということはさておいても、やはり法的効果のあることをまだ検討する必要があるんじゃないかと思います。そうせんと、例えば町民の方が辞職勧告をまた出したとなということになって、以前、辞職勧告出しとうとに何で辞めんと。佐伯議員は何で辞めんとというような言葉を聞きましたんで、やはり私は今回また辞職勧告を出して、それが法的効果があれば、賛成しますけれども、恐らく、法的効果はなく、まだ佐伯議員は議員として務めてらっしゃるだろうと思います。やはり、もう少し検討する時間が欲しいなということで反対します。

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） マスク外させていただきます。

私は先ほどの動議に賛成いたします。令和3年2月8日に発行されました、佐伯議員の議会報告書には三つの事実と異なる箇所があります。報告書には、前町長に^{そんたく}付度する議会は、町民の税金を使い、議決も広報紙も私物化し、あえて^{おおごと}大事にした。墓穴、自爆行為だと気づかないのは不幸だろう。という文言が書かれています。令和2年9月議会において、全員賛成で決議された議員辞職勧告に対し、^{みじん}微塵の反省もなく、自分の議会報告にうそ偽りの文字を並べ、また議員宅の前で、家に向かって^{ひぼう}誹謗中傷を浴びせている。

二つ目に、議決と議会だよりを私物化し、おもちゃにする悪癖とは決別すべきです。また、事実誇張、無責任な内容でも、議決したものを書いたもの勝ちとありますが、われわれ広報特別委員会6名は、本会議終了後から7日から8日かけて、議会広報紙、議会だよりを発行いたします。金額は一円のくるいもないように、議決事項は1文字も間違いがないように、何度も確認して発行いたします。それを事実誇張、無責任な内容、私物化などと書かれて許すわけにはいきません。

三つ目に、議員9名と議会事務関係者で議会を私物化し、己の職責を顧みず、常軌を逸した町長への^{ひご}庇護、言語にするのも恥ずかしい。稚拙な手法で追求を妨害し続けた。とありますが、佐伯議員には、1時間の一般質問が許されています。われわれ9名、佐伯議員の発言を妨害したことはありませんし、町長に対し、^{ひご}庇護したことなど一切ありません。佐伯議員自身が、その1時間の一般質問の時間の中で、ルールを守らない行動や発言があったから、平成31年3月議会において、懲罰動議が出され、公開の議場における戒告の決議がなされ、また、昨年9月議会において、議員辞職勧告が決議されたものです。

以上、三つの理由から、再度反省を促すためにも、議員辞職勧告決議には賛成いたしません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） ちょっとマスクを外させていただきます。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議。これは昨年の9月議会、そして、調査委員会を設置して、事実関係はどこにあるかと、問題がですね。そうしたことをやってきたわけですけども。今回は、調査特別委員会等も設置されずに、当初言いましたように、3月の3日にこういうのをどうかという提示されたぐらいで、本来だったら、ここの全議員が一堂に会して審議を行うものであって、審議というか、調査を行うものであって、これを一部だけで進められてきて、そして本日、この動議を提出するというやり方というのは、これ議会制民主主義という立場から考えた場合、いかななものかというふうに思います。これをただ、佐伯勝宣議員を当初言いましたように、擁護するものではないけども、こうした動議を提出することには賛成出来ないことを申し上げておきます。

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） マスクを外させていただきます。

私は、今回の議員辞職勧告決議案に対して反対の討論をいたします。私は、佐伯議員を擁護することは全く思っておりませんことをまず最初に述べさせていただきます。佐伯議員の行動、発言に対しては、議員として目にあまる声があると確信はしていますが、本来、議会に木刀を持ってきたときに議員辞職勧告決議案を出すべきであり、今回の勧告につきましては、もう少し協議の時間があったのではないかと考えておるところでございます。

そこで、町民の皆さま方におかれましては、今後、議会議員を選出するに当たり、その人の一挙手一投足をしっかり見極め、久山町民のため、町民の代表として、いかにふさわしい人格か見定めて選んでいただくことを切にお願いし、今回の議員辞職勧告決議に対しましては、反対をいたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、討論を終わります。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を採決します。

〔「弁明の機会を与えんと…」と呼ぶ者あり〕

退場しておりますのでそれは無理です。

進めていますので途中で勝手な発言はやめてください。

最初から言います。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議を採決します。

山野議員ほか4名から提出されました佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議の動議は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第37 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第38、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第39、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで町長より発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町長。

○町長（西村 勝君） まずですね、3月定例議会ご審議いただきありがとうございました。

こちらお時間をいただきましてお話をさせていただきます。今月末ですね、森裕子教育課長。安倍達也総務課長。矢山良寛町民生活課長がですね、定年退職となります。ここで皆さまのほうにですね、ごあいさつをさせていただきたいという申し出がっておりますので、お時間をいただきたいと思いますと思っております。

なお3名ともですね、再任用の申し出をいただいております。もう少しですね、町のほうに力を使っていただきたいと思いますので引き続き皆さまのほうでですね、ご支援とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 森教育課長。

○教育課長（森 裕子君） 退職に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。昭和58年4月に採用していただきまして、38年間勤めさせていただきました。最初は企画開発課でございました。その後、総務課に行きまして、平成8年からは、名称が変わりましたが、長いこと町民生活課におりました。そして退職前の2年間は教育委員会でもございました。教育委員会の2年間は、コロナのこともありまして、1年目と2年目が全然違う年になって、いろんな経験をさせていただきました。管理職になりまして、議員の皆さまにいろんなご説明やご対応させていただきましたが、説明不足や、対応が悪かったりとかいろんな不手際があったと思います。おわび申し上げます。在職中は楽しいこともたくさんありましたが、大変なこともたくさんありました。そんなとき、いろんな方に支えていただき助けていただきながら、何とか乗り切れたように思っております。今おります教育委員会では、遅ればせながらたくさんの方の事を学ばせていただきました。地域の皆さまがいろんな形で、いろんなところで、地域や、学校や、町に関わっていただき支えていただいているんだなと改めて思いました。感謝申し上げます。また、子供たちや先生たちを快適なところで教育に打ち込んでいただくように、環境を整備する事務方といたしましては、GIGAスクールの加速、実現もありますが、老朽化した施設の維持管理など、子供には聞かせられませんが、本当に世の中お金なんだなとしみじみ思うことも多々ありました。教育委員会にはたくさん課題がございます。何の解決も出来ないままに課題だけを残して退職をしますのです、申し訳ない気持ちもございますが、これで解放されるというほっとした気持ちがあるのも本当のところでございます。自分は今昔から元気だけが取りえと思っておりました。こうやって在職中に病気もせず元気なままで、定年退職を迎えられるのも本当にたくさんの方々のおかげだと感謝しております。議員の皆さまにもお世話になりましたありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（阿部文俊君） 安倍総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 退職に際し、ごあいさつさせていただきます。私、奉職36年主いですね、都市計画、開発畑が長くて、いろいろな思い出がございます。光ブロードバンドの全町整備や、土地開発公社の解散、それからさまざまな企業誘致、それから新規住宅地の創出といったところでですね、いろいろ思い出がありますが、1番思い出深いのがやはり、トリアス久山のグランドオープンですね。これは平成11年4月23日でしたか。平成7年12月に下山田地権者会のほうから請願書が議会宛て提出され、平成8年3月、議会にお

いて採択されてましてですね、意見書が、町長まで提出されたという状況の中で、それからわれわれ職員もですね、それぞれの役割分担を割当ててですね、プロジェクトチームを作って、その中でいろいろ開発に向けて調整、協議していった状況でございます。グランドオープン時ですね。県道35号線を上空占用する、オーバブリッジからですね、トリアス久山を見たときには、元々、農地と牛舎しかなかったものですね、新しい町が急に発生したという状況ということですね、やはりうれしさと疲れたという気持ちと混在いたしました。私もですね、議員の皆さまに対して、特に長い議員の皆さまはですね、各審議会とか委員会とか、もう視察旅行とかですね行かさせていただき楽しい思い出が多々残っております。そういった中でですね、議案説明会では、私もやっぱり説明不足の点が多々あったと思います。おわびいたします。おかげさまでですね、森課長は病気はいたしませんでしたが、私は太ることなくですね。当初60キロあった体重が50キロまで落ちてしまいました、これからはちょっと体重増量作戦に入ろうかなというふうに思っております。

本当皆さま方にはどうもお世話になりました。また再任用のパート職員として、どこかのポジションで与えられたときは頑張っていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

〔拍手〕

---

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長矢山良寛さん。

○町民生活課長（矢山良寛君） 一言ごあいさつをさせていただきます。私は昭和60年の3月31日付で採用になり、4月1日から粕屋中部救急センターのほうに出向になりました。この中部救急センターといいますのは、当時、久山、粕屋、篠栗の3町地方自治体だけが、全国で常設消防を持たない町でございました。そこで常設消防署を作ろうというお話が出て、まずは救急車を動かそうということで久山、粕屋、篠栗の3町の職員で救急車を動かす業務のほうに当たらせていただきました。その救急センターで1年半、その後、粕屋南部消防本部の中に、中部消防署ができましたけども、職員がまだ足りないということで1年間消防職員として出向という形で、救急車の救急の業務に携わってきました。2年半出向という形で、その後本町に戻りましてからは、19年余りが事業系の課での務めとなりました。そのうちでも、15年間は水道に携わってきております。特に、草場にあります町浄水場がまだ山田簡易浄水場だった頃に久山町浄水場を新設するというので、私が異動してきたときには、まだ工事にかかるかかからないかぐらいのときで、いろんな設備の切り替え等で泊まり込んで、次の日にもまたそのまま仕事というようなことがこんなことがあったなって、きつかったなあ頃はというような思い出を思い出したところでございま

す。議員の皆さま、それから、職員OBの皆さま、それから現職員の皆さまに支えられ、ご協力いただき定年を迎えることが出来ました。心から感謝いたしております。どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

---

○議長（阿部文俊君） 私のほうから議会を代表いたしましてごあいさつというかお礼の言葉を言わせていただきます。本当に3名の方、森課長に対しましては、女性で本当にトップの座をきちんと守っていただきましたことありがとうございます。そして今日をもちまして、退職ということになりますけども、家庭のことも少しは頑張っていたく時期が少しはあるかなという思います。体には十分気をつけてください。それから、安倍課長、それこそあなたは体に十分に、それなりに体力を整えて、長い人生を送ってください。よろしく願います。矢山課長、退職されまして、自営業もちょっとあるだろうと思います。そこはちょっと自分の触れるという形でも、精神の憩いの場所でもあると思います。これからはこちらのほうにも少しは頑張っていたいで、余裕を持って、また次の人生を3人とも送っていただければと思っております。長い間ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

〔拍 手〕

---

○議長（阿部文俊君） これをもちまして令和3年第2回久山町議会3月定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時30分